

CONTENTS

page	
1	新たな外国人材受け入れルールの詳細は？ 改正入国管理法の政省令を公布
2	特集 対象者は？ 報酬になるもの／ならないものは？ 算定基礎届の提出時期になります
4	TOPICS <ul style="list-style-type: none"> ●健康保険の被扶養者を国内居住者に限定 ●「同一労働同一賃金」 人事制度の見直しは進んでいる？ ●東京高裁判決、非正規にも退職金を認める
5	働き方改革で、こう変わります！ 残業 80 時間超の人への通知義務
6	人事労務の法律ミニ教室 リファラル採用の問題点
7	すっきりわかる。社会保険 パートタイマーの算定基礎届
8	できるかな？外国人雇用 外国人も厚生年金・健康保険に 加入させていますか
8	労務ひとこと 高度プロフェッショナル制度の省令等を公表

新たな外国人材受け入れルールの詳細は？ 改正入国管理法の政省令を公布

法務省は3月15日、4月から新設される「特定技能」の在留資格による外国人材の受け入れに向け、政省令を公布しました。受け入れ分野は介護、建設など14の分野です。

外国人については、技能実習制度を悪用して不当に安い労働力として扱われていることが問題視されていました。政省令では、不当な扱いを防ぐため、外国人を受け入れる企業が満たすべき基準や、外国人と結ぶ雇用契約の基準などが示されています。

雇用契約の基準

雇用契約の基準は右のとおりです。

報酬額は日本人と同等以上にすること、教育訓練や福利厚生施設の利用そ

他の待遇について差別的な取り扱いをしないことなど9つの項目が定められています。

また、外国人労働者が一時帰国を希望した場合は休暇を取得させることなども求めています。

受け入れ分野

- ① 介護 ② ビルクリーニング
- ③ 素形材産業
- ④ 産業機械製造業
- ⑤ 電気・電子情報関連産業
- ⑥ 建設 ⑦ 造船・船用工業
- ⑧ 自動車整備 ⑨ 航空
- ⑩ 宿泊 ⑪ 農業 ⑫ 漁業
- ⑬ 飲食料品製造業 ⑭ 外食業

雇用契約の基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること